

目 次

津市条例

- 津市モーターボート競走事業の設置等に関する条例
- 津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例
- 津市行政組織条例の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 津市簡易水道条例を廃止する等の条例
- 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市サンデルタ香良洲内香良洲多目的ホールに関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市職員防災ユニフォーム貸与規程

津市告示

- 放置自転車の撤去及び保管
- 平成28年産水稻共済（一筆方式）に係る共済金の支払額、減収量等の公表
- 公示送達
- 公示送達
- 竹原診療所における使用料等の徴収事務の一部委託
- 住民票の職権消除
- 議決を経た予算の公表

津市公告

- 開発行為に係る工事の完了
- 開発行為に係る工事の完了
- 開発行為に係る工事の完了
- 犬の抑留
- 開発行為に係る工事の完了
- 犬の抑留
- 犬の抑留
- 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の再開

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業に係る負担区

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市モーターボート競走事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 41 号

津市モーターボート競走事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、モーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競走事業の設置等)

第 2 条 モーターボート競走の開催及びこれに附帯する業務を行うため、競走事業を設置する。

2 競走事業の用に供する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 津市モーターボート競走場

(2) 位置 津市藤方 637 番地

(法の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、競走事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 競走事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(利益の処分等)

第 5 条 市長は、毎事業年度生じた利益のうち法第 32 条第 1 項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該

各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。ただし、議会の議決を経た場合は、目的以外の用途に使用することができる。

(1) 利益積立金 欠損金を埋める目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 市長は、建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない競走事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、競走事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、競走事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするため、

市長が必要と認める事項

- 3 市長は、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、競走事業の実施及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(津市モーターボート競走事業財政調整基金条例の廃止)
- 2 津市モーターボート競走事業財政調整基金条例(平成18年津市条例第58号)は、廃止する。
(津市特別会計条例の一部改正)

- 3 津市特別会計条例(平成18年津市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条を削る。

(津市モーターボート競走事業施設整備基金条例の一部改正)

- 4 津市モーターボート競走事業施設整備基金条例(平成24年津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「津市モーターボート競走事業特別会計歳入歳出予算」を「津市モーターボート競走事業会計予算」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 42 号

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、共同污水处理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同污水处理施設 汚水を排除するために設置された排水管その他の施設、これに接続して汚水を最終的に処理するために設けられた施設及びこれらの施設を補完するために設けられた施設をいう。
- (2) 汚水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。
- (3) 処理区域 共同污水处理施設により汚水を処理することができる区域をいう。
- (4) 排水設備 汚水を共同污水处理施設に流入させるために所有者が設置する排水管その他の施設をいう。
- (5) 所有者 処理区域内において汚水を排出する住宅その他の建築物を所有する者をいう。
- (6) 使用者 汚水を共同污水处理施設に排出する者をいう。

(設置)

第 3 条 生活環境の整備を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、共同污水处理施設を設置する。

(名称、位置及び処理区域)

第4条 共同污水处理施設の名称、位置及び処理区域は、別表のとおりとする。

(排水設備の設置等)

第5条 所有者は、排水設備を設置しなければならない。

2 排水設備の改築又は修繕は所有者が行うものとし、その清掃その他の維持管理は使用者が行うものとする。

(排水設備の接続方法等)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする場合の接続方法等については、津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号。以下「下水道条例」という。）第4条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と、同条第3号中「公共下水道」とあるのは「共同污水处理施設」と読み替えるものとする。

(排水設備の計画の確認)

第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の申請書を提出した者は、当該申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、書面により市長に届け出て、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(費用の負担)

第8条 排水設備の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）に要する費用は、当該排水設備の新設等を行う者が負担するものとする。

(排水設備工事の実施)

第9条 排水設備工事は、下水道条例第6条第1項に規定する指定工事店でなければ行ってはならない。

(排水設備工事の検査)

第10条 排水設備の新設等を行った者は、排水設備工事を完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、当該排水設備工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査を行った場合において、排水設備工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

（使用開始等の届出）

第11条 使用者は、共同污水处理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止していた共同污水处理施設の使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 使用者は、使用者の変更又は氏名若しくは住所の変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（代理人の選定）

第12条 使用者又は所有者が本市の区域内に居住しない場合は、この条例に定める事項を処理させるため、本市の区域内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人の変更又は代理人の氏名若しくは住所の変更があったときも、同様とする。

- 2 津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号。以下「水道条例」という。）第5条又は第8条第2項の規定による届出をした場合は、前項の規定による届出があったものとみなす。

（代表者の選定）

第13条 排水設備を共同で使用する場合は、この条例に定める事項を処理させるため、その使用者のうちから代表者を選定し、市長に届け出なければならない。代表者の変更又は代表者の氏名若しくは住所の変更があったときも、同様とする。

- 2 水道条例第6条又は第8条第2項の規定による届出をした場合は、前項の規定による届出があったものとみなす。

（新規加入等）

第14条 新たに共同污水处理施設を使用しようとする者（以下「新規加入者」という。）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 新規加入者は、共同污水处理施設の排水管と公共ますを接続するための工事に要する費用を負担しなければならない。

（使用料の徴収）

第15条 市長は、共同污水处理施設の使用について、使用者から共同污水处理施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

- 2 使用料は、納入通知書による払込み又は口座振替等の方法によって毎月徴

収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを２箇月ごと又は随時に徴収することができる。

- ３ 前項の規定にかかわらず、共同汚水処理施設を一時使用する場合において必要があると認めるときは、市長は、概算により使用料を予納させることができる。この場合において、使用料の精算に伴う追徴又は還付は、使用者から共同汚水処理施設の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要があると認めるときに行う。

（使用料の算定等）

- 第１６条 使用料の算定等については、下水道条例第３１条から第３３条までの規定を準用する。この場合において、下水道条例第３１条第２項及び第３２条各号中「管理者」とあるのは「市長」と、同条第３号及び第３３条中「公共下水道」とあるのは「共同汚水処理施設」と、同条第２項中「第２６条」とあるのは「津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例第１１条第１項」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

- 第１７条 市長は、特別の理由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（資料の提出）

- 第１８条 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料を求めることができる。

（土砂等の投入等の禁止）

- 第１９条 何人も、土砂、ごみ、油脂類、薬物その他共同汚水処理施設の管理に障害を及ぼすおそれのあるものを共同汚水処理施設に投入し、又は排出してはならない。

（し尿の排出）

- 第２０条 使用者は、し尿を共同汚水処理施設に排出するときは、水洗便所によりしなければならない。

（委任）

- 第２１条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

- 第２２条 次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

- (1) 第７条第１項又は第２項の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者

- (2) 第7条第1項の申請書、第11条第1項若しくは第2項、第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出書又は第18条の規定による資料に不実の記載をして提出した者
- (3) 第9条の規定に違反して排水設備工事を施工した者
- (4) 第10条第1項、第11条第1項若しくは第2項、第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出を怠った者
- (5) 第18条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者
- (6) 第19条の規定に違反して共同污水处理施設にその管理に障害を及ぼすおそれのあるものを投入し、又は排出した者
- (7) 第20条の規定に違反してし尿を共同污水处理施設に排出した者

第23条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 共同污水处理施設の使用に係る手続については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 第15条から第17条までの規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

（津市特別会計条例の一部改正）

- 4 津市特別会計条例（平成18年津市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 津市共同污水处理施設事業特別会計 共同污水处理施設事業

別表（第 4 条関係）

名称	位置	処理区域
殿舟団地共同污水处理施設	津市小舟 7 2 0 番地 8	津市小舟の一部（殿舟団地）
ピュアタウン共同污水处理施設	津市安濃町妙法寺 1 0 1 6 番地 1	津市安濃町妙法寺の一部（ピュアタウン）

津市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 43 号

津市行政組織条例の一部を改正する条例

津市行政組織条例（平成１８年津市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中 「競艇事業部」を「都市計画部」に改める。
「都市計画部」を「建設部」に改める。
「建設部」を「ボートレース事業部」に改める。

第２条中第１０号を削り、第１１号を第１０号とし、第１２号を第１１号とし、同条に次の１号を加える。

(12) ボートレース事業部
モーターボート競走事業に関する事。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２８年１２月２２日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第４４号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成１８年津市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「５２万円」を「５４万円」に改める。

第１６条の１０中「１７万円」を「１９万円」に改める。

第２５条第１項中「５２万円」を「５４万円」に改め、同条第２項中「５２万円」を「５４万円」に、「１７万円」を「１９万円」に改め、同条第３項中「５２万円」を「５４万円」に改める。

附 則

- １ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市簡易水道条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 45 号

津市簡易水道条例を廃止する等の条例

(津市簡易水道条例の廃止)

第 1 条 津市簡易水道条例（平成 18 年津市条例第 223 号）は、廃止する。

(津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

別表給水人口の項及び 1 日最大給水量の項を次のように改める。

給水人口	286,807 人
1 日最大給水量	140,869 立方メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(津市簡易水道条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による廃止前の津市簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前の使用に係る簡易水道事業の用に供する水道の料金については、なお従前の例による。この場合において、同日以後における最初の検針に係る使用水量については、同日前に使用したものとみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(津市簡易水道事業分担金徴収条例の廃止)
- 5 津市簡易水道事業分担金徴収条例（平成 18 年津市条例第 224 号）は、

廃止する。

（津市簡易水道事業分担金徴収条例の廃止に伴う経過措置）

- 6 前項の規定による廃止前の津市簡易水道事業分担金徴収条例の規定に基づいて徴収すべき分担金については、なお従前の例による。

（津市特別会計条例の一部改正）

- 7 津市特別会計条例（平成18年津市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

（津市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正）

- 8 津市の重要な公の施設等に関する条例（平成18年津市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とする。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

（津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

- 9 津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「及び簡易水道事業」を削る。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同項第2号及び第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第2項を削る。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 46 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 18 年津市条例第 202
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 津第 5 処理分区第 5 負担区の項の次に次のように加える。

津北部第 1 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 2 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 3－1 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 3－2 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 5 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 8 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 13 処理分区第 1 負担区	384 円
津北部第 14 処理分区第 1 負担区	384 円
影重処理分区第 1 負担区	384 円
一色第 1 処理分区第 1 負担区	384 円
一色第 2 処理分区第 1 負担区	384 円
中別保第 1 処理分区第 1 負担区	384 円
中別保第 2 処理分区第 1 負担区	384 円
上野処理分区第 1 負担区	384 円
東千里東部処理分区第 1 負担区	384 円
千里ヶ丘処理分区第 1 負担区	384 円

別表第 1 小野辺分担区の項の次に次のように加える。

新家分担区	3 3 7 円
-------	---------

附 則

この条例中別表第 1 小野辺分担区の項の次に 1 項を加える改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から、同表津第 5 処理分区第 5 負担区の項の次に 1 6 項を加える改正規定は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 47 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「	津市立高茶屋小学校	津市高茶屋三丁目 1 番 1 号	」を
「	津市立高茶屋小学校あすなろ分校	津市城山一丁目 12 番 3 号	

「	津市立高茶屋小学校	津市高茶屋三丁目 1 番 1 号	」に
---	-----------	------------------	----

改め、同条第 2 号の表中

「	津市立南郊中学校	津市高茶屋四丁目 44 番 1 号	」を
「	津市立南郊中学校あすなろ分校	津市城山一丁目 12 番 3 号	

「	津市立南郊中学校	津市高茶屋四丁目 44 番 1 号	」に
---	----------	-------------------	----

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 3 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 アの表中

「		「		
	3 6		3 6	
	3 6		3 6	
	3 7		3 7	
	3 8		3 7	
	3 9		3 8	
	4 0		3 8	
	4 1		3 9	
	4 1	を	3 9	に改める。
	4 2		4 0	
	4 2		4 0	
	4 3		4 1	
	4 3		4 1	
	4 4		4 2	
	4 4		4 2	
	4 5		4 3	
」				」

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給
等の基準に関する規則の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 28 年 12 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 44 号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 18 年津市規則
第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表条例第 12 条に規定する手当の項中「一般廃棄物最終処分場」の次に
「、休日応急・夜間こども応急クリニック、久居休日応急診療所、夜間成人
応急診療所」を加える。

第 2 条 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正
する。

別表条例第 12 条に規定する手当の項中「休日応急・夜間こども応急クリ
ニック」を「こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」に、「夜間
成人応急診療所」を「応急クリニック」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年
4 月 1 日から施行する。

津市サンデルタ香良洲内香良洲多目的ホールに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 45 号

津市サンデルタ香良洲内香良洲多目的ホールに関する規則の一部を改正する規則

津市サンデルタ香良洲内香良洲多目的ホールに関する規則（平成 18 年津市規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び運営」を「、運営及び組織その他サンデルタの管理」に改める。

第 15 条を第 17 条とし、第 14 条の次に次の 2 条を加える。

（職員）

第 15 条 サンデルタに館長を置く。

2 サンデルタに事務長その他必要な職員を置くことができる。

（職務権限）

第 16 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長 上司の命を受けて多目的ホールその他サンデルタの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務長 上司の命を受けて多目的ホールその他サンデルタにおける庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) その他の職員 上司の命を受けて多目的ホールその他サンデルタの事務を処理する。

第 1 号様式及び第 3 号様式から第 5 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第6号

庁中一般
出先機関

津市職員防災ユニフォーム貸与規程を次のように定める。

平成28年12月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市職員防災ユニフォーム貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市の職員（消防職員を除く。以下同じ。）に対する災害対策活動等に必要な被服及びこれに準ずるもの（以下「防災ユニフォーム」という。）の貸与及びその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(防災ユニフォームの貸与)

第2条 職員には、この規程の定めるところにより、防災ユニフォームを貸与する。

(着用の義務)

第3条 防災ユニフォームの貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、災害対策活動、防災訓練その他これらに準じる業務に従事する場合は、貸与を受けた防災ユニフォーム（第6条の規定により交付を受けた防災ユニフォームを含む。）を着用するものとする。ただし、着用することが困難な場合は、この限りでない。

(現品貸与)

第4条 防災ユニフォームは、現品をもって貸与する。

(防災ユニフォームの種類等)

第5条 防災ユニフォームの貸与を受ける職員（以下「貸与対象者」という。）並びに防災ユニフォームの種類、貸与数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 防災ユニフォームの貸与の始期は、次のとおりとする。

- (1) 新たに貸与対象者となったとき。
- (2) 次条の規定により交付を受けた防災ユニフォームを使用することができなくなったとき。

(防災ユニフォームの交付)

第6条 防災ユニフォームは、その貸与期間が満了したときは、当該被貸与者に交付する。この場合において、交付された防災ユニフォームが使用できる間は、新たな貸与は行わない。

（防災ユニフォームの返納）

第7条 被貸与者が、退職、異動等により貸与対象者でなくなったときは、速やかに防災ユニフォームを返納しなければならない。

（使用中の保管及び補修等）

第8条 被貸与者は、善良な注意をもって防災ユニフォームを使用し、及び保管しなければならない。

2 防災ユニフォームの保管、補修、洗濯等に必要な費用は、被貸与者の負担とする。

（弁償等）

第9条 被貸与者が、防災ユニフォームを亡失し、又は補修できない程度に損傷したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、代替品を要すると認めるときは、防災ユニフォームを再貸与する。

3 第1項の場合において、その亡失又は損傷が、当該被貸与者の故意、過失又は怠慢によるものであるときは、当該被貸与者は、その防災ユニフォームの購入価額を基本とし、貸与残存期間（1月未満の期間は、切り捨てる。）に相当する価額を弁償しなければならない。

（貸与する防災ユニフォームの増減等）

第10条 市長は、必要があると認めるとき、又は予算の都合等によりやむを得ない事情があるときは、防災ユニフォームの貸与数量を増減することができる。

（貸与の記録）

第11条 人事課長は、防災ユニフォームの貸与、返納等の状況を記録しなければならない。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、防災ユニフォームの貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

（津市職員被服等貸与規程の一部改正）

- 2 津市職員被服等貸与規程（平成18年津市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「災害対策本部員で市長が必要と認める者」を「市長が必要と認める者（技術員及び技能員を除く。）」に、「技術員及び技能員で市長が必要と認める者」を「市長が必要と認める者（技術員及び技能員に限る。）」に改める。

（津市職員被服等貸与規程の一部改正に伴う経過措置）

- 3 前項の規定による改正後の津市職員被服等貸与規程の規定は、この訓令の施行の日以後の被服等の貸与について適用し、同日前の被服等の貸与については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

貸与対象者	種類	貸与数量	貸与期間
災害対策本部長、災害対策副本部長 及び災害対策本部員で災害対策活動 に従事するもの	防災服	上下1着	10年
	帽子	1個	
	ベルト	1本	
被災地救援活動に派遣される職員で 市長が必要と認めるもの	防災服	上下1着	派遣期間
	帽子	1個	
	ベルト	1本	

津市告示第 2 2 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している自転車について、
同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 5 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	1 0	平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	9	平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	1 5	平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	1 6	平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 2 3 号

平成 2 8 年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 4 1 条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済金支払額、減収量等一覧

加入者	地域	共済金支払額 (円)	減収量 (kg)	支払期日	支払方法
A 1	津	737,642	3,862	平成28年12月21日	口座振込
A 2	津	63,603	333		
A 3	津	2,483	13		
A 4	津	348,002	1,822		
A 5	津	24,588	2,049		
A 6	津	39,155	205		
A 7	津	34,953	183		
A 8	津	24,257	127		
A 9	津	17,190	90		
A 10	津	88,051	461		
A 11	津	8,022	42		
A 12	津	14,134	74		
A 13	津	32,852	172		
A 14	津	93,208	488		
A 15	津	75,254	394		
B 1	河芸	21,201	111		
C 1	芸濃	8,595	45		
C 2	芸濃	86,523	453		
C 3	芸濃	13,561	71		
C 4	芸濃	7,067	37		
C 5	芸濃	9,359	49		
C 6	芸濃	25,594	134		
C 7	芸濃	12,988	68		
C 8	芸濃	23,493	123		

D1	美里	17,190	90
D2	美里	17,763	93
D3	美里	14,707	77
D4	美里	19,673	103
D5	美里	26,167	137
D6	美里	61,884	324
D7	美里	19,482	102
D8	美里	18,909	99
D9	美里	15,280	80
D10	美里	4,775	25
D11	美里	102,567	537
E1	安濃	64,176	336
E2	安濃	94,163	493
E3	安濃	21,392	112
E4	安濃	17,190	90
E5	安濃	81,175	425
E6	安濃	85,759	449
E7	安濃	68,569	359
F1	久居	40,492	212
F2	久居	133,891	701
F3	久居	390,213	2,043
F4	久居	1,848	154
F5	久居	346,283	1,813
F6	久居	346,474	1,814
F7	久居	32,700	2,725
F8	久居	15,471	81
F9	久居	43,739	229
F10	久居	49,660	260
F11	久居	36,863	193
G1	一志	7,067	37
G2	一志	4,393	23
G3	一志	11,400	950
G4	一志	61,884	324
G5	一志	95,882	502
G6	一志	1,719	9
G7	一志	17,572	92
G8	一志	112,499	589
H1	白山	852	71

H 2	白山	37,054	194		
H 3	白山	17,381	91		
H 4	白山	42,593	223		
H 5	白山	130,835	685		
H 6	白山	26,549	139		
H 7	白山	284,781	1,491		
H 8	白山	11,460	60		
H 9	白山	5,796	483		
H 10	白山	68,951	361		
H 11	白山	10,505	55		
H 12	白山	79,647	417		
H 13	白山	100,084	524		
H 14	白山	7,067	37		
H 15	白山	12,797	67		
H 16	白山	30,751	161		
H 17	白山	13,179	69		
H 18	白山	446,558	2,338		
H 19	白山	7,831	41		
H 20	白山	30,178	158		
H 21	白山	71,434	374		
H 22	白山	18,336	96		
I 1	美杉	2,292	12		
I 2	美杉	170,563	893		
I 3	美杉	31,706	166		
I 4	美杉	21,965	115		
87 人	計	5,993,791	37,409		

津市告示第 2 2 4 号

下記の者の国民健康保険料の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇	国民健康保険料督促状 （平成 2 6 年度第 6 期 から第 9 期まで、平成 2 7 年度第 9 期、平成 2 8 年度第 2 期から第 4 期まで）

津市告示第 2 2 5 号

下記の者の国民健康保険料の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇 〇〇	国民健康保険料督促状 （平成 2 7 年度第 8 期 及び第 9 期、平成 2 8 年度第 5 期）

津市告示第 2 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料及び手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項及び津市会計規則（平成 1 8 年津市規則第 4 2 号）第 1 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料及び手数料

津市国民健康保険竹原診療所が実施する訪問診療に係る使用料及び手数料

2 委託先

三重県

3 委託期間

平成 2 9 年 1 月 4 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 2 2 7 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○

2 消除した年月日
平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

津市告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 28 年 10 月 20 日に専決処分した予算の要領及び同年 12 月 21 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 平成 28 年 10 月 20 日に専決処分した予算
平成 28 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 平成 28 年 12 月 21 日に議決を経た予算
平成 28 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）
平成 28 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 28 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
平成 28 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 8 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 8 年度津市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 , 9 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 4 , 2 3 5 , 6 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		9,882,224	30,904	9,913,128
	2 基 金 繰 入 金	9,770,315	30,904	9,801,219
歳 入 合 計		114,204,764	30,904	114,235,668

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		35,600	30,904	66,504
	1 農林水産業施設災害復旧費		4,554	4,554
	2 公共土木施設災害復旧費	35,600	26,350	61,950
歳 出 合 計		114,204,764	30,904	114,235,668

平成 28 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 28 年度津市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 432, 081 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116, 667, 749 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 28 年 11 月 28 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,919,324	6,500	1,925,824
	1 分 担 金	36,199	6,500	42,699
15 国 庫 支 出 金		15,219,785	1,329,339	16,549,124
	1 国 庫 負 担 金	11,435,004	301,413	11,736,417
	2 国 庫 補 助 金	3,779,866	1,027,926	4,807,792
16 県 支 出 金		6,448,393	248,925	6,697,318
	1 県 負 担 金	4,027,684	172,328	4,200,012
	2 県 補 助 金	1,858,349	79,306	1,937,655
	3 委 託 金	562,360	△2,709	559,651
17 財 産 収 入		184,604	4,208	188,812
	1 財 産 運 用 収 入	121,370	4,208	125,578
18 寄 附 金		17,616	15	17,631
	1 寄 附 金	17,616	15	17,631
19 繰 入 金		9,913,128	477,324	10,390,452
	1 特 別 会 計 繰 入 金	111,909	12,721	124,630
	2 基 金 繰 入 金	9,801,219	464,603	10,265,822
21 諸 収 入		1,341,796	4,370	1,346,166
	5 雑 入	1,122,835	4,370	1,127,205
22 市 債		13,255,800	361,400	13,617,200
	1 市 債	13,255,800	361,400	13,617,200
歳 入 合 計		114,235,668	2,432,081	116,667,749

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		646,127	3,466	649,593
	1 議 会 費	646,127	3,466	649,593
2 総 務 費		19,996,556	392,966	20,389,522
	1 総 務 管 理 費	17,790,332	454,431	18,244,763
	2 徴 税 費	1,407,607	△25,436	1,382,171
	3 戸籍住民基本台帳費	508,493	△21,232	487,261
	4 選 挙 費	173,086	△1,269	171,817
	5 統 計 調 査 費	32,617	△11,127	21,490
	6 監 査 委 員 費	84,421	△2,401	82,020
3 民 生 費		39,642,578	1,745,962	41,388,540
	1 社 会 福 祉 費	20,165,627	1,592,021	21,757,648
	2 児 童 福 祉 費	13,761,898	△68,991	13,692,907
	3 生 活 保 護 費	5,704,882	222,932	5,927,814
4 衛 生 費		10,337,462	△119,220	10,218,242
	1 保 健 衛 生 費	2,793,090	△4,428	2,788,662
	2 斎 場 費	321,227	△4,333	316,894
	3 環 境 費	478,150	△54,939	423,211
	4 清 掃 費	5,845,244	△77,206	5,768,038
	8 生 活 排 水 処 理 費	287,484	21,686	309,170
6 農 林 水 産 業 費		2,817,698	31,771	2,849,469
	1 農 業 費	1,866,532	283	1,866,815
	2 林 業 費	213,267	△634	212,633
	3 水 産 業 費	316,968	31,854	348,822
	4 農 業 集 落 排 水 費	420,931	268	421,199
7 商 工 費		1,263,228	△34,816	1,228,412
	1 商 工 費	1,263,228	△34,816	1,228,412
8 土 木 費		15,199,893	△4,527	15,195,366
	1 土 木 管 理 費	257,570	14,924	272,494
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,465,162	74,620	5,539,782
	3 河 川 費	379,810	42,119	421,929
	5 都 市 計 画 費	8,572,998	△136,646	8,436,352
	6 住 宅 費	431,105	456	431,561
9 消 防 費		3,991,993	△29,106	3,962,887
	1 消 防 費	3,991,993	△29,106	3,962,887
10 教 育 費		10,408,143	445,585	10,853,728
	1 教 育 総 務 費	2,091,718	△17,386	2,074,332

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	2, 697, 244	31	2, 697, 275
	3 中 学 校 費	1, 722, 139	492, 791	2, 214, 930
	4 幼 稚 園 費	1, 631, 920	△25, 792	1, 606, 128
	5 社 会 教 育 費	1, 690, 902	18, 124	1, 709, 026
	6 短 期 大 学 費	574, 220	△22, 183	552, 037
歳 出	合 計	114, 235, 668	2, 432, 081	116, 667, 749

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	経済対策臨時福祉給付金給付事業	879,148
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	27,900
6 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	20,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（道路等特定事項）	72,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	337,600
10 教育費	2 小学校費	学校教育施設整備事業（空調設備）	1,617
10 教育費	3 中学校費	学校教育施設整備事業（空調設備）	496,329

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市橋南市民センター指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	42,175
津市雲出市民センター指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	96,360
津市白塚市民センター指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	43,510
津市高茶屋市民センター指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	41,385
津市市民活動センター指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	68,210
津市丹生俣多目的集会所指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	1,450
津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」指定管理委託	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	4,775

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市北部市民センター指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	134,412
津市西部市民センター指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	138,754
津市ふれあい会館指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	91,211
津市たるみ老人福祉センター指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	123,657
津市たるみ児童福祉会館指定管理委託	平成２９年度	285,692
津市まん中こども館指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	121,000
津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	11,825
津市安濃工業会館指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	1,025
津市青山高原保健休養地指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	50,000
津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	12,500
津市一身田寺内町の館指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	17,425
津市美杉ふるさと資料館指定管理委託	平成２９年度から 平成３３年度まで	30,635

第４表 地 方 債 補 正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農業生産基盤整備事業	43,300	40,700
地域水産物供給基盤整備事業	70,300	75,200
道路整備事業	1,172,600	1,164,800
学校教育施設整備事業	1,011,900	1,378,800

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
津市橋南市民センター指定管理委託	42,175			平成29年度から 平成33年度まで	42,175				42,175
津市霞出市民センター指定管理委託	96,360			平成29年度から 平成33年度まで	96,360				96,360
津市白塚市民センター指定管理委託	43,510			平成29年度から 平成33年度まで	43,510				43,510
津市高茶屋市民センター指定管理委託	41,385			平成29年度から 平成33年度まで	41,385				41,385
津市市民活動センター指定管理委託	68,210			平成29年度から 平成33年度まで	68,210				68,210
津市丹生俣多目的集会所指定管理委託	1,450			平成29年度から 平成33年度まで	1,450				1,450
津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」指定管理委託	4,775			平成29年度から 平成33年度まで	4,775				4,775
津市北部市民センター指定管理委託	134,412			平成29年度から 平成33年度まで	134,412				134,412
津市西部市民センター指定管理委託	138,754			平成29年度から 平成33年度まで	138,754				138,754
津市ふれあい会館指定管理委託	91,211			平成29年度から 平成33年度まで	91,211				91,211
津市たるみ老人福祉センター指定管理委託	123,657			平成29年度から 平成33年度まで	123,657				123,657
津市たるみ児童福祉会館指定管理委託	285,692			平成29年度	285,692				285,692
津市まん中こども館指定管理委託	121,000			平成29年度から 平成33年度まで	121,000				121,000
津市美杉林業研修集会所施設「グリーンハウス美杉」指定管理委託	11,825			平成29年度から 平成33年度まで	11,825				11,825

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
津市安濃工業会館指定管理委託	1,025			平成29年度から 平成33年度まで	1,025				1,025
津市青山高原保健休養地指定管理委託	50,000			平成29年度から 平成33年度まで	50,000				50,000
津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設指定管理委託	12,500			平成29年度から 平成33年度まで	12,500				12,500
津市一身田寺内町の館指定管理委託	17,425			平成29年度から 平成33年度まで	17,425				17,425
津市美杉ふさと資料館指定管理委託	30,635			平成29年度から 平成33年度まで	30,635				30,635

平成２８年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７４６，６６４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１，３８０，３０８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 収 入		52,126,972	△746,664	51,380,308
	1 事 業 収 入	31,610,920	△1,044,648	30,566,272
	5 繰 越 金	1	22,963	22,964
	6 諸 収 入	20,459,768	275,021	20,734,789
歳 入 合 計		52,126,972	△746,664	51,380,308

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		51,797,651	△861,173	50,936,478
	1 総 務 費	502,749	△5,166	497,583
	2 事 業 費	50,037,828	△856,007	49,181,821
2 基 金 積 立 金		49,626	114,509	164,135
	1 基 金 積 立 金	49,626	114,509	164,135
歳 出 合 計		52,126,972	△746,664	51,380,308

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
G I マスターズチャンピオン開催事業	平成 2 9 年度	58,312

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
G I マスターズチャンピオン開催事業	58,312			平成29年度	58,312			58,312	

平成２８年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２，８３２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３，７４１，０９１千円とする。

２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８，３５３千円とする。

３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,788,097	492	6,788,589
	1 国民健康保険料	6,788,097	492	6,788,589
11 繰入金		1,813,984	22,340	1,836,324
	1 繰入金	1,813,984	22,340	1,836,324
歳入合計		33,718,259	22,832	33,741,091

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		418,023	22,336	440,359
	1 総務管理費	295,629	22,336	317,965
4 前期高齢者納付金等		1,989	492	2,481
	1 前期高齢者納付金等	1,989	492	2,481
11 諸支出金		77,940	4	77,944
	2 繰出金	50,889	4	50,893
歳出合計		33,718,259	22,832	33,741,091

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		50,889	4	50,893
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	50,889	4	50,893
歳 入 合 計		68,349	4	68,353

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		43,944	4	43,948
	1 施 設 管 理 費	43,944	4	43,948
歳 出 合 計		68,349	4	68,353

平成２８年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３９，１５９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，１５６，８１５千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		5,812,834	△8,331	5,804,503
	1 介 護 保 険 料	5,812,834	△8,331	5,804,503
3 国 庫 支 出 金		6,218,648	141	6,218,789
	2 国 庫 補 助 金	1,507,018	141	1,507,159
5 県 支 出 金		3,857,508	71	3,857,579
	2 県 補 助 金	102,531	71	102,602
7 繰 入 金		3,811,031	10,764	3,821,795
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,811,031	10,764	3,821,795
8 繰 越 金		3	136,514	136,517
	1 繰 越 金	3	136,514	136,517
歳 入 合 計		27,017,656	139,159	27,156,815

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		405,113	10,693	415,806
	1 総 務 管 理 費	122,381	12,090	134,471
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	82,920	△1,397	81,523
3 地 域 支 援 事 業 費		548,637	357	548,994
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	480,740	357	481,097
6 諸 支 出 金		12,201	128,109	140,310
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,201	128,109	140,310
歳 出 合 計		27,017,656	139,159	27,156,815

平成 2 8 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 6 1 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 0 0 3, 1 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3,454,263	△2,619	3,451,644
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,454,263	△2,619	3,451,644
歳 入 合 計		6,005,816	△2,619	6,003,197

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		88,129	△2,619	85,510
	1 総 務 管 理 費	69,868	△2,619	67,249
歳 出 合 計		6,005,816	△2,619	6,003,197

平成２８年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２，８１３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８７，３１６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		137,199	18,495	155,694
	1 一 般 会 計 繰 入 金	137,199	18,495	155,694
7 繰 越 金		1	2	3
	1 繰 越 金	1	2	3
9 諸 収 入			4,316	4,316
	1 雑 入		4,316	4,316
歳 入 合 計		664,503	22,813	687,316

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		35,958	△2,143	33,815
	1 総 務 管 理 費	35,958	△2,143	33,815
2 事 業 費		581,355	24,956	606,311
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	581,355	24,956	606,311
歳 出 合 計		664,503	22,813	687,316

平成２８年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５２，１５０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		420,931	268	421,199
	1 繰 入 金	420,931	268	421,199
5 繰 越 金		1	9	10
	1 繰 越 金	1	9	10
歳 入 合 計		551,873	277	552,150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,072	277	10,349
	1 総 務 管 理 費	10,072	277	10,349
歳 出 合 計		551,873	277	552,150

平成２８年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，２９４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２８１，２０３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		599,685	△3,294	596,391
	1 繰 入 金	599,685	△3,294	596,391
歳 入 合 計		1,284,497	△3,294	1,281,203

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		1,096,197	△3,294	1,092,903
	1 事 業 費	1,096,197	△3,294	1,092,903
歳 出 合 計		1,284,497	△3,294	1,281,203

平成２８年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２，１２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６５，１３２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１１月２８日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		1	12, 125	12, 126
	1 繰 越 金	1	12, 125	12, 126
歳 入 合 計		53, 007	12, 125	65, 132

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		23, 556	12, 125	35, 681
	1 総 務 管 理 費	23, 556	12, 125	35, 681
歳 出 合 計		53, 007	12, 125	65, 132

平成 2 8 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 8 年度津市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8, 1 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 6, 7 6 5, 9 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加、変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 8 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,925,824	3,531	1,929,355
	1 分 担 金	42,699	3,531	46,230
15 国 庫 支 出 金		16,549,124	25,607	16,574,731
	1 国 庫 負 担 金	11,736,417	16,475	11,752,892
	2 国 庫 補 助 金	4,807,792	9,132	4,816,924
19 繰 入 金		10,390,452	50,248	10,440,700
	2 基 金 繰 入 金	10,265,822	50,248	10,316,070
22 市 債		13,617,200	18,800	13,636,000
	1 市 債	13,617,200	18,800	13,636,000
歳 入 合 計		116,667,749	98,186	116,765,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		66,504	98,186	164,690
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,554	35,882	40,436
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	61,950	62,304	124,254
歳 出 合 計		116,667,749	98,186	116,765,935

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	1,699
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	7,520
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	4,521
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	32,860

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地農業用施設災害復旧事業	2,200	証書借入又は証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共土木施設災害復旧事業	26,100	42,700

津市公告第 182 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 28 年 12 月 19 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大倉 13 番 2 ほか 9 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市港北区篠原北一丁目 17 番 28 号
浅生 重機

津市公告第 183 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 28 年 12 月 20 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町字東出 7 1 1 0 番、7 1 1 1 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市戸木町 2 2 7 5 番地
野崎 豊也

津市公告第 184 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 28 年 12 月 20 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高野尾町字下り町 1163 番 1 ほか 4 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

株式会社ローソン

代表取締役 玉塚 元一

津市公告第185号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成28年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成28年12月19日
- 2 抑留期間 平成28年12月28日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市芸濃町楠原	チワワ	茶白	雌	小	91日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 1 8 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市半田字平木 3 1 3 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市半田 1 5 3 5 番地 アーバンスティッツⅡ 1 3
深見 将司

津市公告第187号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成28年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成28年12月16日
- 2 抑留期間 平成29年1月10日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市白塚町	雑種	茶	雄	中	91日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第188号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成28年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成28年12月26日
2 抑留期間 平成29年1月10日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市相生町	マルチーズ	白	雄	小	91日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 1 8 9 号

地方自治法第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存に関する申請を相当と認め、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	木造六区
区 域	津市木造町 1 7 3 5 番地から 1 9 5 0 番地までの区域
主たる事務所の所在地	津市木造町 1 9 1 8 番地 2

2 申請不動産に関する事項（土地）

地 目	宅地
面 積	2 8 4 . 2 9 m ²
所 在 地	津市木造町字トヤグロ 1 7 5 5 番 2

3 申請事項に関し異議申出ができる者

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日から平成 2 9 年 3 月 2 8 日まで

5 異議申出の方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書及び当該申出書に記載する書類で異議申出ができる者であることを証するものを添付して提出

【担当課（問い合わせ先）】

津市市民部地域連携課対話連携担当

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 1 0

ファクス 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 6 6

津市上下水道事業告示第 4 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条第 7 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の再開の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	再開年月日
株式会社川口組	津市一身田上津部田 2 0 3 2 番地 2	平成 2 8 年 1 2 月 1 日

津市上下水道事業告示第 4 2 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社金谷組	津市栗真町屋町 1 2 3 3 番地	平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

津市上下水道事業公告第 2 5 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり負担区の名称、区域及び地積を公告します。

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

記

負担区の名称	区 域	地 積
津北部第 1 処理分区第 1 負担区	白塚町の一部	1 8 1 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 2 処理分区第 1 負担区	白塚町の一部	4 1 9 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 3 - 1 処理分区第 1 負担区	白塚町の一部	4 1 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 3 - 2 処理分区第 1 負担区	白塚町の一部	6 9 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 5 処理分区第 1 負担区	一身田町の一部	3 8 3 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 8 処理分区第 1 負担区	あのつ台一丁目、あのつ台二丁目、あのつ台三丁目、あのつ台四丁目及びあのつ台五丁目の各一部	1 , 4 2 9 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 1 3 処理分区第 1 負担区	羽所町、上浜町一丁目、栄町三丁目及び栄町四丁目の各一部	1 3 1 , 0 0 0 平方メートル
津北部第 1 4 処理分区第 1 負担区	広明町及び大谷町の各一部	1 0 4 , 0 0 0 平方メートル
影重処理分区第 1 負担区	河芸町一色、河芸町影重及び白塚町の各一部	1 8 1 , 0 0 0 平方メートル

一色第 1 処理分区 第 1 負担区	河芸町一色及び河芸町 影重の各一部	1 2 9 , 0 0 0 平方メートル
一色第 2 処理分区 第 1 負担区	河芸町一色及び河芸町 中別保の各一部	1 5 6 , 0 0 0 平方メートル
中別保第 1 処理分 区第 1 負担区	河芸町中別保の一部	1 6 2 , 0 0 0 平方メートル
中別保第 2 処理分 区第 1 負担区	河芸町中別保及び河芸 町上野の各一部	1 7 3 , 0 0 0 平方メートル
上野処理分区第 1 負担区	河芸町上野の一部	5 7 , 0 0 0 平方メートル
東千里東部処理分 区第 1 負担区	河芸町東千里の一部	5 5 , 0 0 0 平方メートル
千里ヶ丘処理分区 第 1 負担区	河芸町千里ヶ丘、河芸 町西千里及び河芸町上 野の各一部	4 6 8 , 0 0 0 平方メートル
新家分担区	新家町の一部	6 0 , 7 0 0 平方メートル